**１．海の事故ゼロキャンペーン福山地区実施計画について**

**◆期間：令和6年7月16日（火）から7月31日（水）の間**

主催

　　公益財団法人 海上保安協会福山支部　　福山海上保安署

**２．運動方針【重点事項】**

**（１）小型船舶の海難防止**

　　　　　過去5年間の全海難隻数（1,708隻）のうち、約71％に当たる1,212隻が

プレジャーボート等の小型船舶によるもの。

　　　　　主な原因として、燃料欠乏、クラッチの損傷や燃料系統目詰まり等による運航

　　　　　不能状態になる。

　　　　　そのことから、海難を未然に防止する為、以下の点に留意して下さい。

**●【運航者自身による船体・機関の発航前点検の徹底】**

**●【万が一の故障の発生に備えた救助支援者の確保を定める】**

**●【自助・共助の安全文化の醸成を図る】**

**（２）見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進**

　　　　　過去5年間の全海難隻数のうち、約47％に当たる799隻が衝突又は乗揚海難

　　　　　を起こした船舶であり、このうち44％が「見張り不十分」という原因が主で

あった。

そのことから、船舶同士の衝突海難防止を図る為、以下の点に留意して下さい。

**●【接近する可能性のある船舶間での意思疎通を図る】**

**●【国際VHFの常時聴守や、相手船に早めに意思疎通を図る**

**●【汽笛信号等の活用】**

**●【行先や速力等のAIS情報の活用と正しい情報の入力】**

**（３）ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保**

**① 浮力の確保**

**② 連絡手段の確保**

**③ 速やかな救助要請**

**（４）ふくそう海域等の安全性の確保**

**異常気象等に起因する船舶事故を防止する為の制度について、リーフレットや**

**ホームページ（走錨事故防止ポータルサイト等）を活用し、制度の理解促進を図**

**るとともに、最新の気象・海象情報の入手等、事故防止に係る取組を図る。**

**また、令和6年7月1日から来島海峡西側海域における経路指定が運用開始と**

**なったことから、同航行における航行ルートが定着されるよう周知徹底を図る。**